

## **[事案 2021-327] 新契約無効請求**

・令和4年10月3日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成28年10月に契約した2件の終身保険について、以下の理由により、契約を無効としてほしい。それが認められない場合は、契約時に遡って養老保険に変更してほしい。

- (1) 募集人が、具体的な商品内容を説明しなかったため、本契約は10年満期の養老保険であると思い契約したが、実際には満期のない終身保険であった。
- (2) 募集人から、「いつでも全額引き出せる」、「相続税がかからず税金対策になる」という説明を受けたが、実際は、途中で解約すると支払った保険料の全額が戻らない商品であった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書を用いて終身保険であることなどの契約内容を説明している。また、申込書からも本契約が終身保険であることは明らかである。
- (2) 死亡保険金には非課税枠があり、税金対策になるという募集人の説明は誤っていない。
- (3) 募集人は、解約返戻金について設計書記載の解約返戻金推移表を用いて説明しており、意向確認書にも解約返戻金が多くの場合払込保険料合計額を下回ることが記載されている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明不足等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。